

旧横須賀市立うわまち病院  
医療機器売却 仕様書

2025 年7月

神奈川県横須賀市

本件は、横須賀市立うわまち病院の移転に伴い、院内に残置された医療機器等の売却を行うものである。

業務遂行にあたっては、安全衛生および環境への配慮を行い、安全且つ円滑に業務を実施しなければならないものとする。

## 1.施設名称等

施設名称:横須賀市立うわまち病院

施設住所:神奈川県横須賀市上町2丁目 36 番地

## 2.業務内容

院内に残置された医療機器の買い取り及び引き取り

### (1)対象候補物品

別紙対象候補物品リストの医療機器を対象とするが、買い取り不可の医療機器については、残置とする。

※個人情報に関するデータは買い取り業者の責任において消去を行うこと。

※分析装置に関しては試薬を抜いた状態で引き渡すものとする。

※核医学装置は市が線量調査、除染作業を完了した後に引き渡すものとする。

### (2)除外物品

別紙リスト以外の医療機器等は買い取り対象外とする。

### (3)現場確認

入札参加者は必ず事前に現場を確認し、査定すること。

なお、査定に要する費用は、全額入札参加者の負担とする。

### (4)履行期間

契約日から令和7年 10 月 31 日までとする。

### (5)搬出経路・車両駐車場所

事前に市と確認を行い、搬出路や使用可能な駐車スペースを確認するものとする。

### (6)作業可能時間

午前9時から午後5時まで。

### (7)設備状況

作業期間中、当該施設の電気、ガス、水道及びトイレは使用できない。

その他詳細については、市と協議すること。

## 3.法令の厳守

次の許可証等を有すること。

### (1)高度管理医療機器等販売及び賃貸業許可証

### (2)古物商許可証

#### 4.関係官公署への諸手続き

必要な関係官公署に対する諸手続きは市と協議のうえ、落札者の責任により遅滞なく行うこと。

#### 5.報告書類

関係監督署への諸手続等に係る関係書類は成果物として編纂し整理すること。

#### 6.成果物

各作業工程における状況を写真撮影により管理し、成果物として整理し、作業終了後に市に提出すること。

#### 7.入札額算出方法

買い取り額は、必要な一切の費用(搬出、運搬等)を差し引いた金額とする。

内訳には、機器ごとの金額を明記すること。

※必要に応じて売却業者を確認する場合もある。

#### 8.特記事項

(1)業務の安全については十分に気をつけて行うこと。

(2)解体・撤去等の作業をする者は十分に安全性を確保して行うこと。

(3)医療ゴミ、試薬が残っている機材は委託者に連絡の上、残置すること。

(4)搬出、運搬に際し、ゴミが発生する場合は全て持ち帰ること。

(5)搬出は、市の立会のもとで行うこと。

(6)搬出後、機器が残置されていた部屋及び搬出経路の簡易清掃を実施すること。

(7)医療機器を国内にて再流通させる場合は、薬機法に則り、該当メーカーに事前通知を行い、回答書の指示事項を遵守すること。

(8)売却機器の所有権は、契約書の取り交わしをもって落札者に移るものとする。機器等に不備があった場合も落札者の責任において処理し、市には一切の責任を問えないものとする。

(9)業務中に不測の事態が生じた場合は、両者協議を行うものとする。

(10)引渡し及び引渡し後において生じた問題については、すべて落札者の負担において対応する。